

「（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価準備書（再手続版）」に対する  
環境大臣意見

本事業は、株式会社千葉袖ヶ浦パワー（以下「本事業者」という。）が、千葉県袖ヶ浦市において、液化天然ガス（以下「LNG」という。）を燃料とするガスタービン・コンバインドサイクル（以下「GTCC」という。）発電方式の発電設備（総出力計 195 万 kW）を新たに設置するものである。

本事業に係る環境影響評価手続に当たっては、もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている状況を理解し、本事業の必要性や将来的な脱炭素化に向けた計画を適切に示していくことが重要である。

世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限すること（以下「1.5℃目標」という。）に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること、すなわち 2050 年ネット・ゼロを基本理念として法定化した。

2025 年 2 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030 年度削減目標に加え、1.5℃目標及び 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路と整合的で野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すと言われた。この目標の達成に向けては、電力部門の脱炭素化に向けた取組を進めていくことが不可欠であり、当該計画では、火力の脱炭素化等のあらゆる選択肢の検討の必要性が示されている。また、我が国のエネルギー政策の将来像を示す「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年 2 月）では、火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、LNG 火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進するとともに、水素や CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）の略）等を活用した LNG 火力の脱炭素化についても、長期脱炭素電源オークション等を通じて促進するとしている。

2022 年度からは、こうした目標の達成にも資する、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）を進めている。2025 年 2 月に閣議決定された「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」（以下「GX2040 ビジョン」という。）では、排出量取引制度を 2026 年度から本格稼働、2033 年度からは発電事業者への有償オークションを導入するなど、GX に集中的に取り組む期間を設けた上で段階的に導入していくことで、企業の GX のための取組を加速させていくとしている。

くわえて、国際社会でもネット・ゼロ実現への取組が進んでいる。2023 年 12 月の気候変動に関する国際連合枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）においては、パリ協定の目標に対する進捗を確認する第 1 回グローバル・ストックテイクが完了し、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が合意され、1.5℃目標への道筋に沿った温室効果ガスの削減や、世界的努力への貢献を全ての締約国に対して求める内容が成果文書に盛り込まれた。また、同成果文書の中では、2050 年ネット・ゼロを達成するため、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行に向けた行動をこの重要な 10 年間で加速化することが合意された。さらに、2024 年 6 月に開催された G7 プーリアサミットにおいては、1.5℃目標達成へのコミットメントを再確認し、世界における現在の温室効果ガス排出の軌道と本コミットメントとの間には大きなギャップがあるというグローバル・ストックテイクの見解に深い懸念をもって留意するとともに、

- ・ 2035 年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化の達成

- ・利用可能な最良の科学に沿って、2050 年までにネット・ゼロを達成するために、この決定的な 10 年間における行動を加速させつつ、公正で秩序ある衡平な方法で、エネルギーシステムにおける化石燃料から移行する
- ・気候目標と合致した形で、ロックイン効果を創出することなく事業が実施されるなら、公的に支援されたガス部門への投資は一時的な措置として適切であり得る

等が共同声明に盛り込まれた。

エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行に言及する文書が合意されたことは、気候変動への対応を進める上で重要であり、このような国際的な潮流の下、石炭火力のみならず、LNG 火力に対する事業環境も厳しさを増している。

我が国における温室効果ガス削減目標を確実に達成するためには、個別の火力発電事業における脱炭素化への移行の追求のみならず、電力業界全体で温室効果ガス排出削減に取り組むことが必要不可欠である。これについては、実効性のある電力業界の自主的枠組みとして、電気事業低炭素社会協議会及び「低炭素社会実行計画」の下での仕組みが構築されており、2022 年 6 月には、我が国における温室効果ガス削減に係る中期目標と整合した新たな計画として「カーボンニュートラル行動計画」が公表されている。これに加え、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）やエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「高度化法」という。）等の政策的な対応措置に取り組むことで、電力業界全体の取組の実効性を確保することとされている。これらの対応措置等により、引き続き電力業界全体での温室効果ガス排出削減に取り組むことが重要である。

本事業は、非常に厳しい需給見通しの中でエネルギーの安定供給に資するだけでなく、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの出力変動を吸収し、需給バランスの調整を行う調整力として機能することが期待される。また、発電設備を新たに設置する計画であるが、発電事業における足元の温室効果ガスの削減に向けて取り組むことが事業者として求められる。そのためには、本事業者が属する東京ガスグループ内等において再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、最低出力の引下げや、高効率な設備の優先的な稼働等の柔軟な運用を進め、将来的には 2050 年に向けた脱炭素化を実現することが事業者として求められる。

本事業で導入される発電設備は、「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況（BAT の参考表）」の（B）区分に該当する GTCC 発電方式を採用しており、非効率な火力発電のフェードアウトがともに進むならば、電力分野の温室効果ガス削減に寄与する。

くわえて、本事業者が属する東京ガスグループは、2024 年 3 月に、「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ 2050」を策定し、直接排出（Scope 1）、間接排出（Scope 2）及びサプライチェーン排出（Scope 3）の全てについて 2050 年 CO<sub>2</sub> ネット・ゼロを目指している。本事業においては、水素と二酸化炭素から合成（メタネーション）された合成メタン、水素又は CCS の導入により、2050 年に向けて脱炭素型の火力発電の実現を目指すこととしている。当該ロードマップにおいては、天然ガスの高度利用等により、足元では社会全体の二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに、脱炭素化技術の実装・拡大を進め、国内へのエネルギー供給（ガス・電力）に関連するサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を 2030 年に 2 割減、2040 年に 6 割減（いずれも 2022 年度比）、その後もカーボンニュートラル化率を高め、2050 年ネット・ゼロを目指す方針を掲げている。

しかしながら、直接排出（Scope 1）及び直接排出（Scope 1）のうち発電事業の二酸化炭素排出量については、2030 年度に基準年（2022 年度）より増加する見込みとなっている。本事業者が

属する東京ガスグループが 2023 年 12 月に示した「減らすために、増やします～社会全体の CO<sub>2</sub> 排出量削減に向けて～」において、最新鋭の高効率火力発電の稼働により非効率火力発電の稼働を抑制し、電力の低炭素化に貢献するとともに安定的な供給力・調整力を供出しているものの、本事業者が属する東京ガスグループの発電事業による二酸化炭素排出量(直接排出(Scope 1)及び間接排出(Scope 2)の合計)は、基準年排出量(2019 年度～2021 年度の平均)の 292 万トンから 2030 年度は 686 万トンに増加する見込みとされている。

化石燃料由来の発電事業を巡る国内外の状況が極めて厳しい状況となっていることから、本事業者はその状況を十分に認識し、運転開始当初からも視野に、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に脱炭素燃料や CCUS 等の導入を進めるとともに、事業者及び本事業者が属する東京ガスグループ全体としても設備改善による効率向上等の更なる温室効果ガス削減に向けた不断の取組をできる限り前倒しで実施していくことが必要不可欠である。また、脱炭素燃料の導入に当たっては、発電段階のみに着目するのではなく、製造や輸送等のサプライチェーン全体における持続可能性の確保が必要であることも踏まえて検討を進めていくことが重要である。

上記を踏まえ、本事業者においては、LNG 火力を巡る環境保全に係る国内外の状況や、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討、新たな技術の開発・社会実装の動向を注視し、運転開始時又は運転開始後のできるだけ早い時点から脱炭素燃料の混焼を実現するなど、更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すことが必要である。また、脱炭素型の火力発電の達成に向けた具体的な方策や行程を早期に確立し、実行に移す必要がある。その際、2035 年度、2040 年度及び 2050 年に向けて、本事業者及び本事業者が属する東京ガスグループ全体として、二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、事業の休廃止も含め、あらゆる選択肢を勘案して検討することが必要である。

環境省は、地球温暖化対策の取りまとめ役として、1.5℃目標の達成を目指し、脱炭素社会への移行を加速化するため、第六次環境基本計画(令和 6 年 5 月 21 日閣議決定)や新たな地球温暖化対策計画に立脚した環境政策を推進する。

経済産業省においては、温室効果ガス削減目標を確実に達成するために、自主的枠組みの下での取組を着実に推進するよう電力業界に促すとともに、実効性・透明性を確保するための政策的対応について必要な検討を進めること。特に高度化法については、非化石電源の導入状況及び電力の安定供給の確保の状況に応じ、適切な非化石電源比率の目標設定に向けた検討を継続的に実施すること。また、発電事業者及び小売電気事業者に対し、省エネ法及び高度化法の指導・助言・命令等を含めた措置を適切に講ずること等を通じて、エネルギーミックスの達成に向け、電力業界全体の取組の実効性を確保すること。さらに、2026 年度からの排出量取引制度の本格稼働と、2033 年度からの発電事業者への有償オークションの導入に向けた検討を着実に進めること。

また、本事業実施による温室効果ガス削減効果を確実なものとするため、2030 年に向けた非効率石炭火力のフェードアウト政策を着実に進めること。化石燃料由来の発電事業に対する事業環境の厳しさが増していることを踏まえ、地球温暖化対策計画に示される 2030 年度、2035 年度及び 2040 年度の削減目標(以下「削減目標」という。)の達成並びに 2050 年ネット・ゼロの実現に向け、第 7 次エネルギー基本計画や GX2040 ビジョン等に基づき、サプライチェーンや制度の整備も含め、2030 年度までの脱炭素燃料の混焼技術等の社会実装や、水素・アンモニア発電や CCUS による炭素貯蔵・再利用を前提とした火力発電等の開発及び普及を進めるための所要の措置を講ずること。さらに、本事業者を含む電力業界全体に対して、削減目標の達成や、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、温室効果ガスの削減を図る技術の社会実装、2050 年ネット・ゼロに資するイノベーションを推進するよう働きかけを行うこと。

以上を踏まえ、以下の措置を適切に講ずること。

## 1. 総論

- (1) 本事業者が属する東京ガスグループの「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ2050」においては、直接排出（Scope 1）及び直接排出（Scope 1）のうち発電事業の二酸化炭素排出量について、2030年度に基準年（2022年度）より増加する見込みとなっている。  
「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」、「GX2040ビジョン」に基づき、さらに、それら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、本事業者又は本事業者が属する東京ガスグループとして、削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策との整合性がとれるような直接排出（Scope 1）又は直接排出（Scope 1）のうち発電事業の温室効果ガス排出量に係る目標及び必要な対策を検討すること。さらに、環境影響評価書以降の手続においてその内容を適切に示すとともに、本事業者の事業方針及び本事業者が属する東京ガスグループの「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ2050」等の本事業者全体に係る事業方針にも適切に反映させること。
- (2) 削減目標の達成や2050年ネット・ゼロ実現に向けては、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むことが重要であり、削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、本事業者の事業方針及び本事業者が属する東京ガスグループが公表した「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ2050」（今後、本事業者等により新たな計画等が策定された場合にはそれらも含む。）等の本事業者全体に係る事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すとともに、見直した内容を踏まえ、省エネルギーや高効率化の徹底、CCUSに向けた取組、水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。
- (3) 本事業は発電設備を新たに設置する計画であるが、本事業者及び本事業者が属する東京ガスグループ全体での温室効果ガスの削減に向け、東京ガスグループ内等での再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、事業者及び本事業者が属する東京ガスグループとして足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- (4) 本事業者が属する東京ガスグループの「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ2050」においては、天然ガスの高度利用等により、足元では社会全体の二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに、脱炭素化技術の実装・拡大を進め、国内へのエネルギー供給（ガス・電力）に関連するサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を2030年に2割減、2040年に6割減（いずれも2022年度比）、その後もカーボンニュートラル化率を高め、2050年ネット・ゼロを目指すという目標を掲げている。削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、当該目標を必要に応じて適切に見直すとともに、サプライチェーン全体にわたる排出量を、当該目標に向けて適切に削減していくこと。
- (5) LNG火力を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素等の脱炭素燃料や、CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェー

ン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進めること。

- (6) 水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことに着目せず、東京ガスグループ全体として燃料の製造や輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。合成メタンの導入に当たっても、燃料の製造や輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。
- (7) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討や、最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者及び本事業者が属する東京ガスグループとして2030年度における我が国の温室効果ガス削減に係る目標との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策や行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035年度、2040年度及び2050年に向けて、本事業者が属する東京ガスグループ全体の直接排出（Scope 1）又は直接排出（Scope 1）のうち発電事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制や休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。
- (8) 必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

#### (9) 環境監視について

- ① 環境監視を適切に実施すること。温風について、周辺状況等を勘案し可能な限り民家等が存在する地域への温風の影響を把握できる地点を選定し、その影響を調査すること。また、環境監視の結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

## 2. 各論

### (1) 温室効果ガス

省エネ法に基づくベンチマーク指標の達成はもとより、削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。

- ② 削減目標及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、本事業者の事業方針及び本事業者が属する東京ガスグループが公表した「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ 2050」（今後、本事業者等により新たな計画等が策定された場合にはそれらも含む。）等の本事業者全体に係る事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すとともに、見直した内容を踏まえ、本事業において、水素混焼/専焼や、CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術を運転開始時又は運転開始後のできるだけ早い時点から実装するなど、事業者として必要な措置を、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。また、脱炭素燃料や CCUS 等の実装に向け、附帯設備に必要となる敷地の確保等の検討を行うなど、事業者として主体的に取り組を進めること。
- ③ 本事業のうち 1 号機の建設は、東京ガス株式会社が長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023 年度）で落札した事業であり、脱炭素化ロードマップを、新たな「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」、「GX2040 ビジョン」や今後の電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ必要に応じて見直すとともに、当該ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。
- ④ 2 号機及び 3 号機について、長期脱炭素電源オークションに参加する場合には、本事業者の事業方針及び本事業者が属する東京ガスグループが公表した「東京ガスグループ カーボンニュートラルロードマップ 2050」（今後、本事業者等により新たな計画等が策定された場合にはそれらも含む。）等の本事業者全体に係る事業方針を削減目標等に整合するように適切に見直すとともに、見直した内容を踏まえて作成・提出が行われた脱炭素化ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。
- ⑤ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力の引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、本事業所として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- ⑥ 小売段階において調達される電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者の現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給するなど、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ⑦ 情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画や維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」、「GX2040 ビジョン」に基づき、また、それら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。

## （2）大気環境

大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。

- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはそれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ③ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ④ 脱炭素燃料の混焼率の向上や専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避又は極力低減すること。